

公式戦における罰則規程

1. 目的

公式戦等の大会において、「倫理規程」に則り、選手及び選手の引率者等による競技の妨害、大会進行の妨害、不当な抗議、スポーツマンらしくならぬ言動等、けん玉道精神に反する行為があった場合は、以下に定める罰則を課す。

2. 罰則の宣告及び罰則の種類

- (1) 罰則は当該大会の審判長又は審判員により宣告される。
- (2) 罰則は選手又は選手の引率者等の不当行為内容により、指導、注意、警告、退場の下記4種類とする。

<指導>

- ① 故意にでなく、競技中の選手や大会の進行に何らかの悪影響を与えた者又は与える可能性のある者に対し、必要と判断した場合には指導を与える。
- ② その他、審判員が必要と判断した場合には指導を与える。

<注意>

- ① 指導を受けた者がその効果が見られない場合には、注意を与える。
- ② 故意に競技中の選手や大会の進行に少なからぬ悪影響を与えた者又は与える可能性のある者に対し、必要と判断した場合には注意を与える。
- ③ 競技中、下記の違反行為等を行った選手には注意を与える。
 - ・ 試合場内で練習行為を行った選手には、注意を与える。
 - ・ 審判長又は主審の『始め』のコールの前に試技を開始（フライング）した選手には、注意を与える。
 - ・ その他、審判員が必要と判断した場合には、注意を与える。なお、同一大会において2回以上の注意を受けた選手は、それが競技中であればその時点で行っている試技1回を失敗又はそれと同等の処置をする。

<警告>

- ① 注意の効果が見られない者には警告を与える。
- ② 競技の結果に重大な影響を与える反則行為を行った者には警告を与える。
- ③ その他、審判長が必要と判断した者には警告を与える。
- ④ 競技中の選手が警告を受けた場合は、その時点で行っている試技1回を失敗又はそれと同等の処置をする。

<退場>

- ① 競技の結果に重大な影響を与える反則行為を行った者に対して退場を課す。
- ② 審判長が、「警告」を超える重大内容と判定したときは当該選手に対して退場を課す。

3. 罰則の記録と効力期間

- (1) 罰則規程に基づく記録は、所定の記録用紙を用いる。
- (2) 指導、注意は当該大会中のみ効力を発する。
- (3) 警告、退場の罰則を与えた場合、審判長は日付、氏名、罰則内容等を詳細に記録して理事会に報告する。その後の処理については、理事会又は競技審判委員会で協議して決定する。

(附則)

1. 平成12年10月29日 制定（従来慣行で実施していたものを当期日付けで成文化）
2. 平成16年1月1日 改正
3. 平成24年5月5日 改正
4. 令和元年5月10日 改正